

# 簡易な収入(所得)見込額の申立書【家計急変者】

○「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）」と一緒に提出ください。

## 1 下記に該当する場合は、チェック（）してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となりました。

## 2 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全員について記入してください。

	(フリガナ) 氏名	左欄の者が 扶養する者 の数 ①	令和3年度 住民税 課税状況 ②	障害者控除等 の適用 ③	任意の1か月 で申し立てる 場合、その年月 ④	任意の1か月の収入 ⑤			年間収入見込額 または 年間収入額 ⑥	非課税相当 収入限度額 ⑦
						給与収入 【A】	事業収入 又は不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C=[D] 円	円	円	D×12 円	円
2		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C=[D] 円	円	円	D×12 円	円
3		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C=[D] 円	円	円	D×12 円	円
4		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C=[D] 円	円	円	D×12 円	円
5		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C=[D] 円	円	円	D×12 円	円

### （記入上の注意）

- ①「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、扶養している親族の数を記入して下さい。（扶養控除等申告書で届け出ている人数）
- ②「令和3年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェックしてください。
- ③「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェックしてください。
- ④「任意の1か月で申し立てる場合、その年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和3年1月以降の任意の1か月の年月を記入してください。
- ⑤「任意の1か月の収入」欄には、④に記入した年月の収入を記入してください。各区分ごとに下表に記載の書類の写しを提出してください。

【A】給与収入	給与収入がある場合にご記入ください。 給与明細書などの収入額が分かる書類の写し（コピー）をご提出ください。
【B】事業収入又は不動産収入	事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 帳簿などの収入額が分かる書類の写し（コピー）をご提出ください。
【C】年金収入	公的年金収入（非課税除く）がある場合にご記入ください。 年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類の写し（コピー）をご提出ください。

※年間収入で申立をする場合、④⑤の記入は不要です。

- ⑥「年間収入見込額または年間収入額」欄には、D欄（収入合計額）を12倍した金額を記入してください。

※年間収入で申立をする場合、令和3年分の年間収入額を記載してください。

→ 令和3年分の源泉徴収票や確定申告書などの令和3年分の収入額が分かる書類の写し（コピー）をご提出ください。

- ⑦「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

※下表の「扶養親族等の人数」とは、「同一生計配偶者（所得額48万円以下の者）」及び「扶養親族（16歳未満の者も含む）」の合計人数です。

（早見表）

扶養親族等の人数	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	970,000円
配偶者や扶養親族など1名を扶養している場合	1,479,000円
配偶者や扶養親族など計2名を扶養している場合	1,899,999円
配偶者や扶養親族など計3名を扶養している場合	2,355,999円
配偶者や扶養親族など計4名を扶養している場合	2,815,999円
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合※	2,043,999円

※障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合、「年間収入見込額または年間収入額」が、2,043,999円を超える場合は、本表上記の「扶養親族等の人数」に応じた「非課税相当収入限度額」を適用します。

～ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください ～

**3 年間所得により申請する世帯員について記入してください。**（※収入により申請する世帯員は記入不要です）

年間所得により申請する場合

	(フリガナ) 氏名	年間収入見込額 または 年間収入額 ⑥	【控除】			年間所得見込額 または 年間所得額 ⑪	非課税相当所得 限度額 ⑫
			給与所得 控除額 ⑧	事業収入等 の経費 ⑨	公的年金等 控除 ⑩		
1		円	円	円	円	⑥ - (⑧ + ⑨ + ⑩) 円	円
2		円	円	円	円	⑥ - (⑧ + ⑨ + ⑩) 円	円
3		円	円	円	円	⑥ - (⑧ + ⑨ + ⑩) 円	円
4		円	円	円	円	⑥ - (⑧ + ⑨ + ⑩) 円	円
5		円	円	円	円	⑥ - (⑧ + ⑨ + ⑩) 円	円

(記入上の注意)

⑥「年間収入見込額または年間収入額」欄には、表面の年間収入見込額または年間収入額（⑥欄）の額を転記してください。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ・表面【A】の給与収入が 162.5万円以下 → 55万円
- ・表面【A】の給与収入が 162.5万円超180万円以下 → 給与収入×40%－10万円
- ・表面【A】の給与収入が 180万円超360万円以下 → 給与収入×30%＋8万円
- ・表面【A】の給与収入が 360万円超660万円以下 → 給与収入×20%＋44万円

⑨「事業収入等の経費」欄には、以下の金額をご記入ください。

- ・事業収入または不動産収入のために要した経費の12か月相当額
- ※帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
- : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
  - : 60万円超130万円未満 → 60万円
  - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
  - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
- : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
  - : 110万円超330万円未満 → 110万円
  - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
  - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円

⑪「年間所得見込額または年間所得額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑪年間所得見込額または年間所得額＝⑥年間収入見込額または年間収入額－(⑧給与所得控除額＋⑨事業収入等の経費＋⑩公的年金等控除)

⑫「非課税相当所得限度額」には、表面②①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。  
 ※下表の「扶養親族等の人数」は、「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」及び「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

〈早見表〉

扶養親族等の人数	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	420,000円
配偶者や扶養親族など1名を扶養している場合	929,000円
配偶者や扶養親族など計2名を扶養している場合	1,249,000円
配偶者や扶養親族など計3名を扶養している場合	1,569,000円
配偶者や扶養親族など計4名を扶養している場合	1,889,000円
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合※	1,350,000円

※障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合、「年間所得見込額または年間所得額」が、1,350,000円を超える場合は、本表上記の「扶養親族等の人数」に応じた「非課税相当所得限度額」を適用します。